

農林水産事務所(農村整備部)及び農林事務所(農村整備部)所管事業に 使用する積算基準類の適用について

1 適用積算基準

- (1) 令和7年度 土地改良工事積算基準（土木工事）
- (2) 令和7年度 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）
- (3) 令和7年度 土地改良工事積算基準（施設機械）
- (4) 令和7年度 土地改良工事積算基準（機械経費）
- (5) 令和7年度 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領
- (6) 土地改良工事積算基準【運用編】（令和8年1月15日以降適用版）

※その他の基準類等の適用については、「（5）土地改良工事積算基準【運用編】」に記載しています。

2 公表について

土地改良工事積算基準【運用編】（令和8年1月15日以降適用版）は山口県農林水産部農村整備課ホームページで公表します。

ホームページURL：<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/104/319954.html>

なお、山口県農林水産部農村整備課及び各農林（水産）事務所での運用編の閲覧及び貸出は行っていません。